

半田市国民健康保険の居所不明被保険者に係わる 資格喪失確認の事務処理要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、国民健康保険の被保険者が住所の異動の事実を届け出ることなく転出又は転居し、国民健康保険の資格について実態を失ったまま被保険者となっている者（以下「不現住被保険者」という。）についての資格喪失を確認する際の事務の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(調査対象者の把握)

第2条 国民健康保険税納税通知書等の郵便物が届かない者及び国民健康保険被保険者証の未更新者（以下「居所不明被保険者」という。）を調査対象とし、居所不明被保険者の調査対象管理簿を作成する。

(居所不明被保険者の調査)

第3条 居所不明被保険者については、公簿等の調査及び現地調査を行い、居所不明被保険者調査台帳及び居所不明被保険者調査結果表を作成する。

(不現住被保険者の認定)

第4条 居所不明被保険者は、調査により各号のいずれかに該当するときは、不現住被保険者として認定する。

- (1) 現地調査及びその他の資料から転出又は転居している事実が確認できる者
- (2) 被保険者証の未交付の者について転出又は転居についての明確な資料及び証言は得られないが、客観的にみて居住していない事実が判断できる者

(住民基本台帳主管課への調査依頼)

第5条 不現住被保険者として認定した者については、住民基本台帳主管課に調査依頼する。

(不現住被保険者の資格喪失処理)

第6条 不現住被保険者に係わる住民票が消除されたときは、被保険者の資格喪失処理を行う。

(調査資料等の保存期間)

第7条 調査資料等の保存期間は、5年とする。

(雑 則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成5年1月1日から施行する。